

各市町村長 殿
(児童福祉担当課)

徳島県保健福祉部こども未来課長

児童福祉施設等における避難対策の実施について (通知)

去る7月中国・九州北部豪雨及び台風9号に伴う大雨による水害・土砂災害により、災害時要援護者をはじめ多くの方々が被災し、また、社会福祉施設等においても大きな被害が出ております。

児童福祉施設(保育所、児童館)においては、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第6条の規定により、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」とし、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。」と規定されております。

今回、児童福祉施設等(放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業実施施設を含む。)について非常災害に対する避難計画等の具体的計画の策定状況について調査したところ、一部具体的な避難計画等を策定していない施設がみられました。

児童福祉施設においては毎月1回以上、児童福祉施設以外の施設においては、少なくとも年2回以上避難訓練を実施する必要があります。

つきましては、具体的な避難計画が策定されていない施設において具体的計画を策定し、避難訓練の実施を促すため、「防災対策避難手順書」等を作成しましたので、管内の該当する施設に対して情報提供するとともに、補助金交付の必須要件となりますので、適切な対応を御指導ください。

なお、避難訓練の実施には、児童の参加がない場合であっても、担当職員間の連携体制を点検・確認するものであっても、実務上効果のあるものであれば、ここでいう避難訓練といたします。

【提供資料及び活用例】

- 1 防災対策避難手順書
施設において実施する緊急避難手順書(例)です。
施設や地域の実情を踏まえ、適宜変更して施設内の掲示等により周知をしてください。
- 2 災害救助依頼時確認事項
施設において災害に関して事故があった場合の留意事項(例)です。
- 3 避難訓練計画・復命書
避難訓練を実施する場合または実施した場合の記録(例)です。
避難訓練計画の策定・反省にご利用ください。
- 4 防災対策等定期点検チェックリスト
施設内の定期点検を行う内容をまとめたものです。
施設の実情を踏まえ、適宜変更してご活用してください。

災害救助依頼時確認事項

【救助をもとめる場合の緊急連絡先】 <最寄りの施設と連絡先>

警 察	—	—
消 防	—	—
役 所	—	—

【救助をもとめる場合の報告内容】

救助を求める人数	大 人	人・子ども	人・(うち乳児	人)
けが人の有無	人(症状:)			
体調不良者の有無	人(症状:)			
施設周辺の状況	① 付近の状況: 浸水 ・ 土砂崩れ ・ 立木倒壊 ② 入口の状況: 侵入可 ・ 侵入不可 ③ 避難している場所:			

避難訓練計画・復命書

避難訓練計画日時	
緊急避難総括責任者	
訓練参加者数	
訓練の想定及び概要	
反省及びチェック	<input type="checkbox"/> 発生内容の確認 <input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 役割分担 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 避難児童等の人数・状況確認 <input type="checkbox"/> その他

